

教育委員会会議 定例会

平成 28 年 6 月 22 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- (8) 山梨県立学校いじめ問題対策委員会の委嘱・任命について
- (9) 山梨県図書館協議会委員の委嘱・任命について

2 報 告 事 項

- (3) 平成28年度山梨県教科用図書選定審議会の答申について

3 その他報告

- (10) 平成28年度山梨県学力把握調査結果の概要について

議案第 8 号

山梨県立学校いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び山梨県いじめ防止対策推進法施行条例（平成26年山梨県条例第21号）により、山梨県立学校いじめ問題対策委員会委員を現在の委員に代えて、別紙のとおり委嘱又は任命する。

提案理由

山梨県いじめ防止対策推進法施行条例の下に設置された山梨県立学校いじめ問題対策委員会において、任期終了に伴い新たに委員を委嘱・任命する必要がある。

山梨県立学校いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について

1 根拠法令等

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び山梨県いじめ防止対策推進法施行条例（平成26年山梨県条例第21号）により設置

2 職務

いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関として、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策について調査審議する。また、同法第28条第1項の規定により、県立学校の設置者の下に設ける組織を兼ね、県立学校で重大事態が発生した場合には、この組織を調査組織とする。

3 組織

(1) 委員の定数

20人以内

(2) 委員の要件

学識経験のある者及び関係行政機関のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(3) 委員の任期

2年

(4) 委員の服務

守秘義務

4 今回の委嘱・任命について

委嘱・任命の理由： 山梨県いじめ防止対策推進法施行条例の下に設置された山梨県立学校いじめ問題対策委員会において、任期終了に伴い新たに委員を委嘱・任命する必要がある。

任期：平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

議案第 9 号

山梨県図書館協議会委員の委嘱・任命について

図書館法（昭和25年法律第118号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）により、山梨県図書館協議会委員を、現在の委員に代えて新たに委嘱する。

山梨県図書館協議会委員の氏名（別紙）

提案理由

山梨県図書館協議会委員について、本人から辞任したい旨の申し出があったため、現在の協議会委員に代えて、新たに後任者を委嘱する必要がある。

山梨県図書館協議会委員の委嘱・任命について

1. 根拠法令

○ 図書館法（昭和二十五年四月三十日法律第百十八号）

第二章 公立図書館

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○ 山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年三月二十九日山梨県条例第三号）

第二条

2 教育委員会の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

山梨県図書館協議会

別表第一（第二条、第四条関係）

二 教育委員会の附属機関

附属機関	担 任 事 務	委員の 定 数	委員の要件	委員の 任 期
山梨県 図書館 協議会	図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第十四号第二項の規定による山梨県立図書館の運営に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事務	十五人	一 学校教育の関係者 二 社会教育の関係者 三 家庭教育の向上に資する活動を行う者 四 学識経験のある者	二年

2. 今回の変更について

- ・変更理由 委員の辞職に伴う委嘱
- ・新規委嘱委員 4名（委員総数 15名）
- ・任 期 前任者の残任期間（平成28年12月3日まで）

(平成28年6月22日 定例教育委員会)

課名 義務教育課

件名	平成28年度山梨県教科用図書選定審議会の答申について
経緯	<p>平成28年4月13日 定例教育委員会において、28年度山梨県教科用図書選定審議会へ諮問する4つの事項を決定 (平成29年度に特別支援学校及び特別支援学級で使用する一般図書の採択に関して)</p> <p>平成28年4月28日 第1回山梨県教科用図書選定審議会を開催 審議事項：山梨県教科用図書採択に関する諮問事項</p> <p>平成28年5月26日 第2回山梨県教科用図書選定審議会を開催 審議事項：山梨県教科用図書採択に関する答申</p> <p>平成28年6月6日 山梨県教科用図書選定審議会から山梨県教育委員会に答申</p>
	<p>※一般図書(特別支援学校、特別支援学級用)については、毎年採択が行われる。 ※今後、市町村教育委員会等採択権者は、この答申を参考に調査研究等を行い、一般図書(特別支援学校、特別支援学級用)の採択を行う。</p>
内容	<p>諮問事項と主な答申内容</p> <p>第1項 平成28年度山梨県教育委員会の教科用図書(学校教育法附則第9条の規定による図書)採択基準について</p> <p>(1) 内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 内容が目標を達成させるために適切なものであること。 ② 内容の程度が児童生徒の実態に応じていること。 ③ 内容の組織・配列・分量が適切であること。 ④ 内容が地域の実態に応じてるように配慮されていること。 <p>(2) 形式</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 表記や表現が適切であること。 ② 装丁が適切であること。 <p>第2項 特別支援学校及び特別支援学級を有する公立小中学校が使用する教科用図書(学校教育法附則第9条の規定による図書)採択参考資料について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般図書(特別支援学校、特別支援学級用)について、採択参考資料を作成する。 <p>第3項 教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について</p> <p>I 特別支援学校及び特別支援学級を設置する学校の設置者である教育委員会が協議して採択する場合の方法について</p> <p>特別支援学校(県立以外)の校長は、小学部及び中学部において使用する</p>

教科用図書について、校内調査委員会を設置し、山梨県教育委員会の示した資料を参考に調査研究を行い、適切な教科用図書を選択する。

特別支援学級を設置する学校の設置者である市町村教育委員会は、各学校の実態を把握するなかで、適切な教科用図書を選択する。

なお、市町村教育委員会は、それぞれ選択協議会を設置し、十分な調査研究を行うことが望ましい。

II 選択の公正確保について

(1) 指導の方法及び内容

- ① 文書等による指導
- ② 説明会等による指導
- ③ 訪問、面接等による指導

(2) 情報公開

第4項 県立特別支援学校（小学部及び中学部）の平成29年度使用教科用図書の選択について

県教育委員会は、県立特別支援学校（小学部及び中学部）において使用する教科用図書について、学校ごとに校内調査委員会を設置し、教育委員会の示した資料を基に調査研究を行うよう指導し、その結果を参考にし、選択を行うものとする。

※「平成29年度使用山梨県教科用図書選択に関する答申」は、別紙のとおり

(平成28年6月22日 定例教育委員会)

課名

義務教育課

件名 平成28年度山梨県学力把握調査結果の概要について

1 調査の目的

節目の学年における児童生徒の学習の定着状況を把握するため、調査を実施し、調査結果の分析をとおし、早い段階から学習内容の不十分な理解を解消するなど、きめ細かな指導に役立てる。また、授業における指導方法や学校、家庭、地域における学習環境の改善に資する。

2 調査の対象等

区分	小学校第3学年	小学校第5学年	中学校第2学年
対象教科を実施した児童生徒数	6563人	6740人	6962人
対象教科	国語・算数	国語・算数	国語・数学・英語
調査問題の範囲	小学校第2学年までに学習した内容	小学校第4学年までに学習した内容	中学校第1学年までに学習した内容

3 調査の日時

区分	小学校	中学校
実施日	4月19日(火)から4月22日(金)までのうち、いずれか都合のよい1日を選んで実施	
調査教科 (実施時間)	国語(40分)	国語(45分)
	算数(40分)	数学(45分)
	—	英語(45分)

4 各教科の主な結果

校種・学年・教科	平均正答数/設問数	平均正答率	中央値	標準偏差
小・3・国語	18.5/23	80.5%	20	3.82
小・3・算数	16.1/21	76.6%	17	3.92
小・5・国語	15.6/23	67.9%	16	3.64
小・5・算数	16.9/23	73.6%	18	4.28
中・2・国語	16.6/23	72.0%	17	3.89
中・2・数学	18.2/30	60.8%	19	6.81
中・2・英語	22.2/33	67.2%	23	7.51

5 全体的な傾向の分析・考察

今回の調査において、各教科において課題となる領域や設問形式が明らかになった。

- ・国語については、小中ともに、「読むこと」の領域において課題が見られた。
- ・算数・数学については、小中ともに、「数学的な見方や考え方」の領域に課題が見られた。
- ・英語については「読むこと・書くこと」の領域に課題が見られた。

今後、各学校では、正答率の低い設問や誤答に特徴が見られる設問について分析を行い、課題の解消に向けた授業改善プランを作成し、実践を進めていく。

6 各学校への周知

○管理職研修会 6月2日(校長等) 9日(副校長・教頭)

- ・各学校の管理職は、結果を受け、学校で組織的な対応が図られるよう指導する。

○結果概要説明会 6月7日, 14日

- ・調査結果の概要を公表し、本県児童生徒の学力調査における実施と課題を共有する。
- ・各校で説明会での内容を校内研究会等で還元し、結果や課題について全校で共有する。
- ・自校の調査結果と比較しながら課題を分析し、早期の授業改善につなげていく。

